

蒲郡市養護教諭支援員の自家用車公務使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公務の円滑な執行を図るため、蒲郡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任用する養護教諭支援員が、公務のための旅行に際し、自家用車を使用する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 自家用車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車で次に掲げるものをいう。

ア 養護教諭支援員が所有する自動車

イ 養護教諭支援員の親、配偶者等が所有する自動車のうち、養護教諭支援員が日常使用しているもの

ウ 割賦販売法（昭和36年法律第159号）による割賦販売等で購入した自動車のうち、養護教諭支援員が日常使用しているもの

(2) 公務使用 公務に利用するため自家用車を運転して教育委員会にあらかじめ指定された勤務拠点校（以下「拠点校」という。）から蒲郡市役所又は蒲郡市公立学校設置条例（昭和39年条例第15号）第2条に規定する学校（以下「公立学校」という。）間を旅行することをいう。

(承認の基準)

第3条 学校教育課長（以下「課長」という。）は、公務の円滑な執行を図るため必要と認めた場合は、養護教諭支援員が自家用車を公務使用することを承認することができる。

2 課長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、前項の承認をすることができない。

(1) 使用する自家用車が、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく点検をせず、又は検査を受けていない場合

(2) 使用する自家用車について、保険金額1億円以上の対人賠償保険及び保険金額200万円以上の対物賠償保険（以下「任意保険」という。）が付されていない場合

- (3) 運転する養護教諭支援員が、運転免許の交付（再交付及び更新等を除く。）を受けた日から1年を経過していない場合
- (4) 運転する養護教諭支援員が、交通法規に違反して刑罰又は行政処分等を受けた日から1年を経過していない場合
- (5) その他課長が、使用させないことが適当であると認めた場合
（承認の効果）

第4条 承認された自家用車は、公用車と同等な取扱いをするものとする。

（登録の手続等）

第5条 養護教諭支援員が自家用車を公務使用する場合は、課長に対しあらかじめ運転免許証（マイナンバーカードを運転免許証として利用している場合にあつては、マイナポータル又はマイナ免許証読み取りアプリにより表示された免許情報）及び任意保険の加入を証明する書類を提示するとともに公務使用自家用車届出書（第1号様式）を提出して登録の承認を受けなければならない。

- 2 養護教諭支援員は、前項の届出書が承認された場合において、第3条第2項各号のいずれかに該当する事由が生じたとき、又は当該自家用車を処分若しくは変更したときは、速やかに課長に届け出なければならない。
- 3 第1項の届出書は、養護教諭支援員が教育委員会に属する間有効とする。

（公務使用の手続）

第6条 養護教諭支援員の自家用車の公務使用は、拠点校から蒲郡市役所又は教育委員会が必要と認めた公立学校への旅行のみとし、自家用車公務使用承認簿兼旅行命令・旅費請求簿（第2号様式）により、課長の承認を受けなければならない。

- 2 課長は、次の各号のいずれかに該当し、公務使用が必要と認めるときには、登録された自家用車の使用を承認することができる。
 - (1) 公共交通機関がないとき又は著しく不便なとき。
 - (2) 用務先が複数の公立学校にわたる用務であつて、公共交通機関の利用が著しく行政能率を低下させるとき。
 - (3) その他業務上必要な用務であつて、公共交通機関の利用が著しく行政能率を低下させるとき。
- 3 課長は、承認に当たり前条第1項の届出書の内容を確認しなければならない。
- 4 課長は、交通事故の防止や養護教諭支援員の安全確保の観点から、自家用車の公務使用の必要性を十分に検討した上で承認を行わなければならない。

5 課長は、養護教諭支援員が病気、けが等で長期の療養休暇を受け、職場復帰後間もないとき又は健康状態が良好でないときには、公務使用を承認してはならない。

6 養護教諭支援員は、安全運転に努めるとともに、公務使用を終えるまでは、職務に専念し、市民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

(旅費等の取扱い)

第7条 自家用車を公務使用することを承認された養護教諭支援員の旅費については、拠点校から蒲郡市役所又は公立学校まで交通機関を利用し、陸路旅行をしたものとみなし、片道路程2キロメートル以上の場合に、往復の距離(1キロメートル未満の端数は切り捨てるものとする。)に対し、1キロメートル当たり37円を旅費(車賃)として支給する。

2 蒲郡市役所及び公立学校間の距離(片道)については、別表のとおりとする。

3 複数の旅行先を旅行した場合は、旅行した距離の合計をもって旅費支給対象の距離とする。

4 自家用車に係る購入費用、燃料費用、自動車税、自動車損害賠償責任保険及び任意保険の保険料、交通事故に伴う保険料の割増分、車検費用、交通反則金等の諸費用は、養護教諭支援員が負担する。

(旅費の支給)

第8条 旅費の支給については、1か月毎に精算を行い支給するものとする。

(損害賠償等)

第9条 自家用車を公務使用することの承認を受けた養護教諭支援員が公務使用中に当該自家用車により、他人の生命若しくは身体又は財物を害した場合における損害賠償については、当該自家用車の保有者が加入する自動車損害賠償責任保険及び任意保険により損害を賠償する。ただし、損害賠償額が当該保険金額を超える場合は、当該養護教諭支援員に故意又は重大な過失がある場合を除き、その超える額については市が負担する。

2 公務使用中に交通事故を起こした養護教諭支援員は、直ちに、負傷者の救護、危険防止の措置及び最寄りの警察署への報告を行うとともに、課長への報告及び協議、加入する任意保険会社への連絡その他の必要な措置を取らなければならない。

3 課長は、交通事故を起こした養護教諭支援員と対応を協議するとともに、自動

車安全運転管理規程（昭和41年蒲郡市訓令第1号）第3条第2項第7号の規定により交通事故報告を行い、交通事故の相手方との示談解決に努めるものとする。

（自家用車の修繕）

第10条 公務使用の承認を受けた養護教諭支援員が、公務使用中に当該自家用車を損傷した場合には、当該養護教諭支援員に故意又は重大な過失がある場合を除き、その修繕に要する経費（相手方のある事故にあつては、相手方からの賠償額を除いた金額をいい、自損事故にあつては、全額をいう。）のうち、自己負担分（車両保険で補填される場合には、車両保険で補填される額を差し引いた額をいう。）について市が負担する。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、自家用車の公務使用について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第7条関係)

路程表(陸路、片道)

単位: km

	市役所	大塚小	三東小	三谷小	蒲東小	竹島小	蒲南小 (あすなる教室)	蒲北小	蒲西小	中央小	塩津小	形北小	形原小	西浦学園 (前期)	大塚中	三谷中	蒲郡中	中部中	塩津中	形原中	
大塚小	6.8																				
三東小	4.1	2.8																			
三谷小	2.7	4.5	1.8																		
蒲東小	3.1	5.5	2.8	1.4																	
竹島小	2.1	5.8	3.1	1.7	1.1																
蒲南小 (あすなる教室)	1.0	6.2	3.5	2.2	2.5	1.6															
蒲北小	2.6	8.1	5.4	4.1	3.0	2.5	2.3														
蒲西小	1.6	8.1	5.4	4.1	2.9	2.4	2.3	1.2													
中央小	0.6	7.4	4.7	3.4	2.9	2.0	1.6	2.5	1.6												
塩津小	1.7	8.5	5.8	4.5	4.8	3.9	2.7	4.3	3.3	1.9											
形北小	4.3	11.2	8.5	7.1	7.5	6.5	5.3	7.0	6.0	4.6	2.9										
形原小	5.7	12.6	9.9	8.5	8.9	7.9	6.7	8.4	7.4	6.0	4.3	2.2									
西浦学園 (前期)	7.6	14.4	11.7	10.4	10.7	9.8	8.6	10.2	9.2	7.8	6.1	4.0	2.1								
大塚中	7.3	0.7	3.4	5.0	6.0	6.3	6.8	8.7	8.7	8.0	9.1	11.7	13.1	14.9							
三谷中	4.1	2.9	0.2	1.8	2.8	3.1	3.5	5.5	5.5	4.8	5.8	8.5	9.9	11.7	3.4						
蒲郡中	1.9	6.2	3.5	2.2	1.1	0.6	1.5	1.8	1.8	1.9	3.6	6.2	7.7	9.5	6.8	3.6					
中部中	2.3	8.2	5.5	4.2	3.0	2.6	2.4	0.8	0.7	2.3	4.0	6.7	8.1	9.9	8.8	5.6	1.9				
塩津中	1.4	8.2	5.5	4.2	4.6	3.6	2.4	4.0	3.1	1.7	0.7	3.5	4.9	6.7	8.8	5.6	3.3	3.8			
形原中	5.5	12.3	9.6	8.3	8.7	7.7	6.5	8.1	7.2	5.8	4.0	2.0	0.5	2.3	12.9	9.7	7.4	7.9	4.6		
西浦学園 (後期)	8.0	14.8	12.1	10.8	11.2	10.2	9.0	10.6	9.7	8.2	6.5	4.4	2.5	0.5	15.4	12.2	9.9	10.3	7.1	2.7	

※ 路程2キロメートル以上の場合に、1キロメートル当たり37円を支給。1キロメートル未満の端数切捨て。

第1号様式(第5条関係)

公務使用自家用車届出書

年 月 日 届出

決 裁	課長				承認年月日
					年 月 日

氏名			住所								
生年月日	年 月 日										
免許	取得年月日	年 月 日		免許証番号	第						号
	免許証 交付年月日	年 月 日		免許の種類	普通 (MT ・ AT)						
	有効期限	年 月 日									
公務使用自家用車				任意保険加入状況 (単位 : 万円)							
車名 (メーカー)	登録番号	車検 期間	所有者氏名 (使用者氏名)	保険会社等の 名称	保険 期間	対人	搭乗者	対物 (免責)	車両 (免責)		
()			()					()	()		
()			()					()	()		
()			()					()	()		

- (注) 1 免許取得年月日欄は「普通免許」の取得年月日を記入すること。
 2 公務に使用する可能性のある自家用車すべてを記入すること。
 3 記載事項に変更があった場合は速やかに届出書を再提出すること。
 4 公務使用中に交通事故を起こした場合は、自家用車の保有者が加入する自動車損害賠償責任保険及び任意保険により損害賠償することとなります。
 5 届出時に、任意保険の加入を証明する書類及び運転免許証(マイナンバーカードを運転免許証として利用している場合にあつては、マイナポータル又はマイナ免許証読み取りアプリにより表示された免許情報)を提示してください。

自家用車公務使用承認簿兼旅行命令・旅費請求簿

旅行命令兼 公務使用承認		運転資格要件			旅行 月日	目的地	用 務	旅 費 額					支出科目	請求月日
		自家用車 の使用	点検・ 検査	刑罰 行政 処分				健康 状態	鉄道賃	自家用車	宿泊手当	宿泊費	計	備考
課長	あり	済	なし	良好				km	km	日	夜	円	..	
	なし		一年経過					円	円	円	円			
	あり	済	なし	良好									..	
	なし		一年経過											
	あり	済	なし	良好									..	
	なし		一年経過											
	あり	済	なし	良好									..	
	なし		一年経過											
	あり	済	なし	良好									..	
	なし		一年経過											
	あり	済	なし	良好									..	
	なし		一年経過											
	あり	済	なし	良好									..	
	なし		一年経過											